

山口ケーブルビジョン株式会社
ケーブルテレビ集合住宅契約特約目次

ケーブルテレビ集合住宅契約特約

第1条	契約の単位
第2条	サービスの提供
第3条	利用料金
第4条	料金等の支払い
第5条	STB
第6条	サービスの一時休止・再開および解約時の通知
附則	

ケーブルテレビ集合住宅契約特約

甲と、契約者との間に締結されるケーブルテレビ集合住宅契約特約は、山口ケーブルビジョン株式会社契約約款（以下、「契約約款」といいます。）と一体となって適用され、本特約に定めがある事項については、本特約を優先します。また、本特約に定めのない事項については、契約約款の規定によるものとします。

（契約の単位）

第1条 集合住宅契約は、契約者引込線1回線により加入する世帯、事業所、店舗等が2世帯以上となる場合には、各世帯を単位として契約を締結します。

2. 集合住宅契約は、住宅等管理者と締結します。ただし、入居者等が所有するためのSTB契約や、B-CASカードおよびC-CASカードの貸与契約、有料番組の契約は、原則として入居者等と甲で別途締結するものとします。

（サービスの提供）

第2条 甲は、当契約を締結する契約者に対して、契約約款第2章に定めるサービスを提供します。

2. 契約者は、甲が禁止する事項に違反した場合、または甲が違反と判断し、サービスの提供が中止または契約が解除となった場合、入居者等が甲と別途ケーブルテレビサービスに係る契約を締結していた場合でも、入居者等はそのサービスを受けることができないものとします。

（利用料金）

第3条 契約者は、ケーブルテレビサービス基本契約利用料を、実際の入居者等の有無にかかわらず、以下の計算方式により、甲の定める方法で支払うものとします。

総世帯数(総事業所数)が2世帯 … (基本契約利用料×2世帯(2事業所)) +消費税

総世帯数(総事業所数)が3世帯以上… (基本契約利用料×総世帯数(総事業所数) ×80%) +消費税

（料金等の支払）

第4条 契約者は、ケーブルテレビサービス基本契約利用料を甲に支払うものとします。ただし、有料番組および入居者等が所有するためのSTB等の契約については、甲と入居者等が直接契約し、入居者等が甲に対し支払うものとします。

（STB）

第5条 契約者は、甲が提供するSTBを甲より購入することができます。また、B-CASカードおよびC-CASカードの取扱いについては、別途定める規定によるものとします。

2. 甲から提供されたSTBは契約者の所有物とします。ただし、契約者はこのSTBを、甲が定める手続を行うことにより入居者等に貸与できるものとします。この場合、B-CASカードおよびC-CASカードは、甲と入居者等が別途契約を締結することで貸与されるものとします。

（サービスの一時休止・再開および解約時の通知）

第6条 契約者が、サービスの一時休止・再開および解約をした場合、契約者がその旨を入居者等に通知するものとします。ただし甲からその旨通知することを妨げません。

（附 則）

本特約は、2016年5月21日より施行します。

2.甲は、本特約の一部を改訂し、2017年5月1日より施行します。

3.甲は、本特約の一部を改訂し、2017年12月9日より施行します。